**一般旅客定期航路事業の運賃及び料金の標準設定方式**

第１章　総則

１．標準設定方式の考え方

この標準設定方式は、運賃及び料金の種類、額及び適用方法について標準的な内容を整理し、国内旅客船事業者の参考に供するものであり、事業者の経営の効率化の推進、利用者利便の向上等の観点から事業者の自主的判断を尊重して活用されるものとする。

なお、旅客不定期航路事業、人の運送をする貨物定期航路事業及び人の運送をする不定期航路事業の運賃及び料金の設定又は変更についても、この標準設定方式に準じて活用されるものとする。

２．標準設定方式と運賃の上限認可との関係

指定区間に係る運賃の上限の設定又は変更の認可（海上運送法第８条第３項）にあたっては、総括原価方式による判断を的確に行うためには運賃及び料金の種類、額及び適用方法について同一の方法が必要となることから、この標準設定方式を活用することとする。

３．運賃及び料金の届出書等の様式

運賃及び料金の届出にあたっては、付属の適用方法（例）を活用するとともに、別紙届出様式により届け出るものとする。

付属書：運賃及び料金の適用方法（例）

別　紙：一般旅客定期航路事業の運賃及び料金設定（変更）届出書

４．用語の定義

（１）「旅客運賃」とは、船舶により人（以下「旅客」という。）を運送する場合の対価をいう。

（２）「料金」とは、船舶による旅客又は物品等の運送に係る対価であって、運賃以外のものをいう。

（３）「手荷物運賃」とは、船舶により旅客がその乗船する区間について運送を委託することができる次の物（特殊手荷物にあっては、その積載物品含む。）を運送する場合の対価をいう。

① 「受託手荷物」

・旅客１名につき原則２個までを限度として、旅客がその乗船区間について運送を委託することができる物品で、物品１個の大きさが３辺の長さの和が２メートル以下で、かつ、重量が３０キログラム以下のものをいう。

② 「特殊手荷物」

・旅客１名につき１車両を限度として、旅客がその乗船区間について運送を委託することができる道路運送車両法第２条第２項に規定する自動車であって二輪のもの、同条第３項に規定する原動機付自転車、同条第４項に規定する軽車両及び自転車、小児用の車をいう。

（４）「小荷物運賃」とは、船舶により荷送人１名につき原則５個までを限度として運送を委託することができる物品で、物品１個の大きさが３辺の長さの和が２メートル以下で、かつ、重量が３０キログラム以下のものを運送する場合の対価をいう。

（５）「自動車航送運賃」とは、船舶により自動車（道路運送車両法第２条第２項に規定する自動車であって二輪のもの以外のもの）並びにその運転者及び積載貨物を運送する場合の対価をいう。

（６）「郵便航送料」とは、日本郵便株式会社の委託を受けて、船舶により郵便物を運送する場合の対価をいう。

（７）「信書便航送料」とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の委託を受けて、船舶により同条第３項に規定する信書便物を運送する場合の対価をいう。

（８）「貨物運賃」とは、船舶により上記以外の物（旅客が携帯する手回品を除く。）を運送する場合の対価をいう。

５．運賃及び料金の設定と変更

次に掲げる場合は運賃及び料金の設定とし、その他の場合は運賃及び料金の変更とする。

（１）参入の許可（海上運送法第３条）に伴い、当該許可航路に係る運賃及び料金を新たに定める場合

（２）寄港地の変更（新設を含む。）に伴い、当該寄港地に係る運賃及び料金を新たに定める場合

（３）従来設定されていなかった種類の運賃及び料金を新たに定める場合

第２章　設定する必要がある運賃

１．旅客運賃

（１）運賃の設定は、二等運賃を基準として、一等、特等の種類（呼称を別に設定している場合は相当する等級）ごとに行う。

（２）運賃の適用方法

1. 旅客運賃は、旅客が船室に片道１回乗船する場合に適用する。
2. 旅客乗船券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とすることができる。
3. 旅客の区分による運賃

イ　大人旅客運賃　（１２歳以上の者（小学生（小学校（学校教育法第１条の小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部並びに同法第１３４条第１項の各種学校の小学部に類するものをいう。以下同じ。）に就学する児童をいう。以下同じ。）を除く。以下「大人」という。）に適用する。）

ロ　小児旅客運賃　（１２歳未満の者及び１２歳以上の小学生（以下「小児」という。）の者に適用する。）

（３）運賃の計算方法

小児旅客運賃は、大人旅客運賃の半額とする。

２．受託手荷物運賃

（１）運賃の適用方法

①　受託手荷物運賃は、旅客がその乗船区間について運送を委託する手荷物１個を、片道１回運送する場合に適用する。

②　受託手荷物券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とすることができる。

３．特殊手荷物運賃

（１）運賃の種類

①　道路運送車両法第２条第２項に規定する自動車であって二輪のものの運賃（総排気量0.75リットル未満、0.75リットル以上で差を設けることができる。）

②　道路運送車両法第２条第３項に規定する原動機付自転車の運賃

③　道路運送車両法第２条第４項に規定する軽車両及び自転車、小児用の車の運賃

（２）運賃の適用方法

①　特殊手荷物運賃は、旅客がその乗船区間について運送を委託する特殊手荷物１車両を、片道１回運送する場合に適用する。

②　特殊手荷物券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とすることができる。

４．小荷物運賃

（１）運賃の種類

①　１０キログラム以下の小荷物の運賃

②　１０キログラムを超え２０キログラム以下の小荷物の運賃

③　２０キログラムを超え３０キログラム以下の小荷物の運賃

（２）運賃の適用方法

小荷物運賃は、荷送人から運送の委託を受けた小荷物１個を、片道１回運送する場合に適用する。

５．自動車航送運賃

（１）運賃の種類

自動車航送を行う場合には、自動車航送運賃を設定する。この場合、一定の自動車については、乗用自動車航送運賃を別に設定することができる。

一定の自動車とは、以下のとおり。

①　自動車登録規則別表第２

|  |  |
| --- | --- |
| 自　動　車　の　範　囲 | 分　類　番　号 |
| 人の運送の用に供する乗車定員１０人以下の普通自動車 | 3､30から39まで、  300から399まで、  30Aから39Zまで、  3A0から3Z9まで  及び3AAから3ZZまで |
| 貨物の運送の用に供する小型自動車 | 4､6､40から49まで、  60から69まで、  400から499まで、  600から699まで、  40Aから49Zまで、  60Aから69Zまで、  4A0から4Z9まで、  6A0から6Z9まで、  4AAから4ZZまで  及び6AAから6ZZまで |
| 人の運送の用に供する小型自動車 | 5､7､50から59まで、  70から79まで、  500から599まで、  700から799まで、  50Aから59Zまで、  70Aから79Zまで、  5A0から5Z9まで、  7A0から7Z9まで、  5AAから5ZZまで  及び7AAから7ZZまで |
| 広告宣伝用自動車、救急用自動車その他特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車で、上記自動車の範囲に類するもの | 8､80から89まで、  800から899まで、  80Aから89Zまで、  8A0から8Z9まで  及び8AAから8ZZまで |

②　道路運送車両法施行規則別表第２の４

|  |  |
| --- | --- |
| 自 動 車 の 用 途 に よ る 区 分 | 分　類　番　号 |
| 貨物の運送の用に供する自動車 | 40から49まで、  400から499まで  及び600から699まで |
| 人の運送の用に供する自動車 | 50から59まで、  500から599まで  及び700から799まで |
| 広告宣伝用自動車、救急用自動車その他特種の用途に供する自動車で、上記区分に類するもの | 80から89まで  及び800から899まで |

③　軍用若しくは外交官用自動車又は臨時運行の許可を受けた自動車であって、前各号に掲げる自動車に相当するもの

（２）運賃の適用方法

①　自動車航送運賃は、自動車１台が片道１回乗船する場合に、次の自動車の長さに応じて適用する。

イ　当該自動車の道路運送車両法第５８条の自動車検査証に記載された長さ

ロ　当該自動車がけん引自動車に連結した状態において乗船する場合には、当該連結した状態における自動車の長さ

ハ　当該自動車が荷物を前後又は前若しくは後ろにはみだして積載した状態において乗船する場合には、当該自動車の長さに、はみだして積載されている部分の荷物の長さを加えた長さ

ニ　前各号以外の自動車等にあっては、当該自動車等を実測した長さ

②　自動車航送券は、自動車が途中下船したときは、前途の区間は無効とすることができる。

（３）運賃の設定

自動車航送運賃は、前項①の長さを３メートル未満、３メートル以上に分け、１メートルごとに設定する。

第３章　社会的要請等により設定することが望まれる運賃及び料金の例

１．定期旅客運賃

（１）定期旅客運賃とは、旅客が同一区間を一定の期間内に不定回数乗船する場合の運賃であり、その種類は以下のとおり。

①　通勤定期旅客運賃

②　通学定期旅客運賃

③　特殊定期旅客運賃

（２）運賃の適用方法及び適用条件

①　通勤定期旅客運賃は、通勤旅客に適用する。

②　通学定期旅客運賃は、次に掲げる学校等の学生及び生徒等が、本人所属の学校長等から交付を受けた通学証明書を提出した場合又は通学定期乗船券購入兼用の身分証明書を提示した場合に適用する。

イ　学校教育法第１条の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、特別支援学校及び幼稚園（通信教育を含む。）

ロ　上記イ以外の国公立の学校

ハ　学校教育法第１２４条及び第１３４条第１項の私立学校

ニ　児童福祉法第３９条の保育所

③　特殊定期旅客運賃は、通院又は物品の販売等のため乗船する旅客で、事業者において指定する者に適用する。

（３）運賃の計算方法

①　計算基礎

イ　通用期間が１か月の定期旅客運賃は、乗船区間の片道旅客運賃及び料金の額の６０倍とする。

ロ　通用期間が３か月の定期旅客運賃は、通用期間が１か月の定期旅客運賃の３倍とする。

ハ　通用期間が６か月の定期旅客運賃は、通用期間が１か月の定期旅客運賃の６倍とする。

②　定期旅客運賃に対する割引

イ　通勤定期旅客運賃の割引率は、次のとおりとする。

・通用期間が１か月のものにあっては、４割引

・通用期間が３か月のものにあっては、４割３分引

・通用期間が６か月のものにあっては、４割６分引

ロ　通学定期旅客運賃の割引率は、次のとおりとする。

・通用期間が１か月のものにあっては、６割引

・通用期間が３か月のものにあっては、６割２分引

・通用期間が６か月のものにあっては、６割４分引

ハ　特殊定期旅客運賃の割引率は、次のとおりとする。

・通用期間が１か月のものにあっては、４割引

・通用期間が３か月のものにあっては、４割３分引

・通用期間が６か月のものにあっては、４割６分引

２．学生に対する運賃及び料金

（１）適用方法

次に掲げる学校の学生及び生徒（小児を除く。）に適用する。

①　学校教育法第１条の中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学及び特別支援学校（通信教育を含む。）

②　上記①以外の国公立の学校

③　学校教育法第１２４条及び第１３４条第１項の私立学校

（２）適用条件

片道１０１キロメートル以上を旅行する場合で、本人所属の学校長等から交付を受けた、所定の旅客運賃割引証を提出したものに限る。

（３）運賃及び料金の計算方法

２等旅客運賃（急行便にあっては急行料金を含む。）は、２割引とする。

３．身体障害者に対する運賃及び料金

（１）適用方法

身体障害者福祉法第１５条第４項の身体障害者手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる第１種身体障害者及び第２種身体障害者に分ける。

①　第１種身体障害者とは、次に掲げる障害の等級の範囲に属する者をいう。

1. 視覚障害　　１級から３級及び４級の１
2. 聴覚障害　　２級及び３級
3. 肢体不自由　 ・上肢　　１級、２級の１及び２級の２

・下肢　　１級、２級及び３級の１

・体幹　　１級から３級

・乳幼児期以前の非進行性の　・上肢機能　　１級及び２級

脳病変による運動機能障害　・移動機能　　１級から３級

1. 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害

・心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害　１級、３級及び４級

・ぼうこう又は直腸の機能障害　　１級及び３級

・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害　　１級から４級

1. 肝機能障害　　１級から４級
2. 前各号の障害の種類を２つ以上有し、その障害の総合の程度が前各号の等級に準ずるもの

②　第２種身体障害者とは、次に掲げる障害の等級の範囲に属する者をいう。

イ　視覚障害　　４級の２、５級及び６級

ロ　聴覚又は平衡機能障害・聴覚障害　　４級及び６級

・平衡機能障害　　３級及び５級

ハ　音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害　　３級及び４級

ニ　肢体不自由・上肢　　２級の３、２級の４及び３級から６級

・下肢　　３級の２、３級の３及び４級から６級

・体幹　　５級

・乳幼児期以前の非進行性の　・上肢機能　　３級から６級

脳病変による運動機能障害　・移動機能　　４級から６級

ホ　ぼうこう又は直腸の機能障害　　４級

（注）上記の障害の種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第５号による。

（２）適用条件

①　適用対象者であることを確認すること。なお、確認に際しては、身体障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法で行うよう留意する。

※当該規定については、上記文言をそのまま使用するのではなく、具体的な適用対象者の確認方法を記載すること。

②　介護者については、身体障害者１名について当該事業者において介護能力があると認めた介護者１名が、当該身体障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。

③　身体障害者が盲ろう者であって、当該盲ろう者の通訳・介助員については、当該盲ろう者１名について当該事業者において通訳・介助能力があると認めた通訳・介助員２名までが、当該盲ろう者と同一乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。

（３）運賃及び料金の計算方法

①　身体障害者及び第１種身体障害者の介護者又は通訳・介助員の２等旅客運賃並びに急行便に係る１等旅客運賃及び急行料金については５割引とする。ただし、第２種身体障害者にあっては、片道１０１キロメートル以上を旅行する場合に限る。

②　第１種身体障害者が介護者又は通訳・介助員とともに乗船する場合には、当該身体障害者及びその介護者又は通訳・介助員の１等旅客運賃、特等旅客運賃、回数旅客運賃、特別船室料金、座席指定料金及び寝台料金については５割引とし、定期旅客運賃については３割引とする。ただし、小児の回数旅客運賃及び定期旅客運賃については、割引を適用しない。

③　小児の第２種身体障害者の定期旅客が介護者又は通訳・介助員とともに乗船する場合には、当該介護者又は通訳・介助員の定期旅客運賃については、３割引とする。ただし、小児の定期旅客運賃については、割引を適用しない。

４．知的障害者に対する運賃及び料金

（１）適用方法

昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」に規定する療育手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる第１種知的障害者及び第２種知的障害者に分ける。

①　第１種知的障害者とは、昭和４８年９月２７日厚生省児童家庭局長通知「療育手帳制度の実施について」に規定する障害の程度が重度の者をいい、療育手帳の判定欄の記述が「Ａ」のもの

②　第２種知的障害者とは、知的障害者であって上記①以外の者をいう。（療育手帳の判定欄の記述が「Ｂ」のもの）

（２）適用条件

①　適用対象者であることを確認すること。なお、確認に際しては、知的障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法で行うよう留意する。

※当該規定については、上記文言をそのまま使用するのではなく、具体的な適用対象者の確認方法を記載すること。

②　介護者については、知的障害者１名について当該事業者において介護能力があると認めた介護者１名が、当該知的障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。

（３）運賃及び料金の計算方法

①　知的障害者及び第１種知的障害者の介護者の２等旅客運賃並びに急行便に係る１等旅客運賃及び急行料金について５割引とする。ただし、第２種知的障害者にあっては、片道１０１キロメートル以上を旅行する場合に限る。

②　第１種知的障害者が介護者とともに乗船する場合には、当該知的障害者及びその介護者の１等旅客運賃、特等旅客運賃、回数旅客運賃、特別船室料金、座席指定料金及び寝台料金については５割引とし、定期旅客運賃については３割引とする。ただし、小児の回数旅客運賃及び定期旅客運賃については、割引を適用しない。

③　小児の第２種知的障害者の定期旅客が介護者とともに乗船する場合には、当該介護者の定期旅客運賃については、３割引とする。ただし、小児の定期旅客運賃については、割引を適用しない。

５．精神障害者に対する運賃及び料金

（１）適用方法

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第４５条第２項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる等級に分ける。

①　１級　日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

②　２級　日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えるこ

とを必要とする程度のもの

③　３級　日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会

生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

（注）上記の障害の等級は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第６条

第３項による。

（２）適用条件

①　適用対象者であることを確認すること。なお、確認に際しては、精神障害者に過

度な負担とならないよう、合理的な方法で行うよう留意する。

※当該規定については、上記文言をそのまま使用するのではなく、具体的な適用対象者の確認方法を記載すること。

②　介護者については、精神障害者１名について当該事業者において介護能力がある

と認めた介護者１名が、当該精神障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行

する場合に限る。

（３）運賃及び料金の計算方法

①　精神障害者及び精神障害者１級の介護者の２等旅客運賃並びに急行便に係る１等旅客運賃及び急行料金について５割引とする。ただし、精神障害者２級及び３級にあっては、片道１０１キロメートル以上を旅行する場合に限る。

②　精神障害者１級が介護者とともに乗船する場合には、当該精神障害者及びその介護者の１等旅客運賃、特等旅客運賃、回数旅客運賃、特別船室料金、座席指定料金及び寝台料金については５割引とし、定期旅客運賃については３割引とする。ただし、小児の回数旅客運賃及び定期旅客運賃については、割引を適用しない。

③　小児の精神障害者２級及び３級の定期旅客が介護者とともに乗船する場合には、当該介護者の定期旅客運賃については、３割引とする。ただし、小児の定期旅客運賃については、割引を適用しない。

６．被救護者に対する運賃及び料金

（１）適用方法

次に掲げる施設又は団体から救護又は保護を受ける者（以下「被救護者」とい

う。）及びその付添人に適用する。

①　児童福祉法第１２条の４の児童相談所付設の一時保護所並びに同法第４１条から第４４条までの各施設

②　生活保護法第３８条の保護施設

③　社会福祉法第２条の救護施設、施療施設及び宿泊提供施設で前号以外のもの

④　少年院法第３条の少年院及び少年鑑別所法第３条の少年鑑別所

⑤　更生保護法第２９条の保護観察所

（２）適用条件

①　本人所属の施設又は団体から交付を受けた所定の旅客運賃割引証を提出した者に限る。ただし、被救護者が行商等営利を目的として旅行する場合を除く。

②　被救護者の付添人については、当該被救護者が老幼者、身体障害者又は逃亡のおそれがあるものであり、当該事業者において付添いが必要と認めた場合に限る。

（３）運賃及び料金の計算方法

２等旅客運賃（急行便にあっては急行料金を含む。）は、５割引とする。

７．運賃割引の重複適用

運賃の割引で２以上の割引条件に該当する場合は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者に対する定期旅客運賃及び回数旅客運賃の割引を除いて、重複して適用しない。

第４章　サービス提供の付加等による創意工夫の運賃及び料金の例

１．運賃及び料金の割引

（１）往復運賃割引

①　運賃の適用方法

イ　往復旅客運賃は、旅客が往復１回乗船する場合に適用する。

ロ　往復自動車航送運賃は、自動車１台及び当該自動車の運転者１名が往復１回乗船する場合に適用する。

②　運賃の計算方法

復路運賃及び料金の１割引とする。

（２）回数運賃割引

①　運賃の適用方法

　イ　回数旅客運賃は、旅客が同一区間を多数回乗船する場合に適用する。

ロ　回数自動車航送運賃は、同一の自動車が同一区間を多数回乗船する場合に適用する。

②　運賃の計算方法

回数運賃は、乗船区間の片道運賃及び料金の１０倍の額とし、券片数は１１枚とする。

（３）団体旅客運賃割引

①　運賃の適用方法

イ　一般団体旅客運賃は、旅行目的及び行程等を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行する者で構成された１５名以上の旅客が乗船する場合に適用する。

ロ　学生団体旅客運賃は、旅行目的及び行程等を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行する者で構成された１５名以上の次に掲げる学校等の学生、生徒等とその付添人で、これらの者が所属する学校等の長から申込みのあった場合に適用する。

(ｲ)　 学校教育法第１条の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育校、高等専門学校、大学、特別支援学校及び幼稚園（通信教育を含む。）

(ﾛ) 　上記(ｲ)以外の国公立の学校

(ﾊ)　 学校教育法第１２４条及び第１３４条第１項の私立学校

(ﾆ)　 児童福祉法第３９条の保育所

②　運賃の計算方法

イ　一般団体旅客運賃の割引率は、旅客運賃及び料金の１割引とする。

ロ　学生団体旅客運賃の割引率は、２等旅客運賃（急行便にあっては急行料金を含む。）を大人（付添人を含む。）については３割引、小児については１割引とする。

（４）大口顧客に対する運賃割引

①　運賃の適用方法

イ　大口顧客に対する旅客運賃割引は、大口契約に基づき、一定の期間内に一定数以上の旅客が乗船する場合に適用する。

ロ　大口顧客に対する自動車航送運賃割引は、大口契約に基づき、一定の期間　内に一定数以上の自動車が乗船する場合に適用する。

②　運賃の計算方法

一定以上の人数及び台数に幅を設定し、幅ごとに割引率を設定する。割引率は幅で設定することができる。

（５）周遊に係る旅客運賃の割引

①　運賃の適用方法

周遊指定地接続航路の旅客運賃及び料金に適用する。

②　運賃の計算方法

周遊に係る旅客運賃及び料金の割引率は、１割引とする。

（６）回遊に係る旅客運賃、特殊手荷物運賃及び自動車航送運賃の割引

①　運賃の適用方法

国内の旅客航路事業者又は国内の他の交通機関との回遊運送の旅客運賃及び料金、特殊手荷物運賃及び自動車航送運賃に適用する。

②　運賃の計算方法

回遊に係る旅客運賃及び料金、特殊手荷物運賃及び自動車航送運賃の割引率は、１割引とする。

（７）主催旅行契約に係る旅客運賃及び自動車航送運賃の割引

①　運賃の適用方法

旅行業を営む者が企画する特定の往復又は回遊旅行の旅客運賃及び料金並びに自動車航送運賃に適用する。

②　運賃の計算方法

主催旅行契約に係る旅客運賃及び料金並びに自動車航送運賃の１割引とする。

２．料金の設定

（１）特別急行料金

特別急行便を運航する航路において、設定することができる。

（２）急行料金

急行便を運航する航路において、設定することができる。

（注）特別急行便及び急行便については、次の考え方に基づいて記述している。

①　特別急行は、在来船の同区間所要時間に比較して概ね１／２以上の短縮となること。

②　急行便は、在来船の同区間所要時間に比較して概ね２／５以上の短縮となること。

③　同区間に在来船が就航していない場合は、類似航路の船舶の所要時間を考慮して定めること。

④　その他、利用者利便の向上を図る等の観点から、合理的な理由がある場合。

（３）特別船室料金

２等、１等及び特等の船室以外に特別な船室を設備して旅客に利用させる場合に設定することができる。

（４）座席指定料金

座席を指定して旅客に利用させる場合に設定することができる。

（５）寝台料金

寝台を指定して旅客に利用させる場合に設定することができる。

（６）船室貸切料金

特定の船室を、定員を下回る人数の旅客に専用させる場合に設定することができる。

（７）手回品料金

旅客が携帯する手回品（鞄、ハンドバック、傘等の無料の手回品を除く。）を運送する場合に設定することができる。

３．自動車航送運賃に対する割増

自動車航送運賃に対する割増は、自動車の幅、積載貨物のはみ出し具合、特殊用途車両及び積載物品に応じ、以下の率を例として割増運賃を徴収することができる。

①　自動車の幅が２．５メートルを超える自動車については、その超えている幅２５センチメートルごとを単位として、当該自動車航送運賃の１割５分

②　自動車に積載されている荷物が当該自動車の幅を超えて積載されている場合で、当該積載されている荷物の一部が２．５メートル幅を超えて積載されているときは、当該超えている荷物の幅２５センチメートルごとを単位として、当該自動車航送運賃の１割５分

③　カタピラを有する自動車、ロード・ローラー等船舶への乗船に著しく手数がかかる自動車については、当該自動車航送運賃の１０割

④　危険物船舶運送及び貯蔵規則により、旅客との混載が禁止されている物品その他の旅客の安全を害するおそれのある物品を積載する自動車については、当該自動車航送運賃の１０割

第５章　運賃及び料金のは数処理について

運賃及び料金は１０円を単位とし、１０円未満のは数については、５円以上は切り上げ、５円未満は切り捨てとする。ただし、割引後又は割増後の１０円未満のは数は、切り上げとする。